

令和8年度答申第55号
令和8年7月31日

諮問番号 令和8年度諮問第20号（令和8年6月15日諮問）
審査庁 出入国在留管理庁長官
事件名 登録支援機関の登録拒否処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、出入国在留管理庁長官（以下本件で問題とされる処分及び本件審査請求との関係において「処分庁」又は「審査庁」という。）に対し、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）19条の24第1項の規定に基づき、登録支援機関（入管法19条の23第1項に定めるもの。以下同じ。）の登録申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が入管法19条の26第1項（令和6年法律第60号による改正前のもの。以下同じ。）14号及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号。以下「入管法施行規則」という。）19条の21（令和7年法務省令第45号による改正前のもの。以下同じ。）第3号に該当するとして、本件申請を拒否する処分（以下「本件拒否処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 入管法19条の23第1項(令和6年法律第60号による改正前のもの。以下同じ。)は、契約により委託を受けて適合一号特定技能外国人支援計画(入管法2条の5第3項2号に定めるもの。以下同じ。)の全部の実施の業務(以下「支援業務」という。)を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができると規定している。

(2) 入管法19条の24第1項は、上記(1)の登録を受けようとする者は、法務省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を出入国在留管理庁長官に提出しなければならないと規定し、同項3号には、支援業務の内容及びその実施方法その他支援業務に関し法務省令で定める事項が掲げられている。

上記の委任を受けて、入管法施行規則19条の19(令和7年法務省令第45号による改正前のもの。以下同じ。)第1項は、入管法19条の24第1項の申請は、別記第29号の15様式による申請書を地方出入国在留管理局に提出して行わなければならないと規定している。また、入管法施行規則19条の19第2項は、入管法19条の24第1項3号の法務省令で定める事項は、入管法施行規則19条の19第2項各号に掲げる事項とすると規定し、同項2号には、特定技能外国人からの相談に応じる体制の概要が掲げられている。

(3) 入管法19条の24第2項は、同条1項の申請書には、上記(1)の登録を受けようとする者が入管法19条の26第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他の法務省令で定める書類を添付しなければならないと規定している。

上記の委任を受けて、入管法施行規則19条の19第3項は、入管法19条の24第2項の法務省令で定める書類は、入管法施行規則19条の19第3項各号に掲げる書類とすると規定し、同項2号には、申請者の概要書が掲げられている。

(4) 入管法19条の26第1項は、出入国在留管理庁長官は、上記(1)の登録を受けようとする者が同項各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならないと規定し、同項14号には、支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者として法務省令で定めるものが掲げられている。

上記の委任を受けて、入管法施行規則19条の21は、入管法19条の26第1項14号の「支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備

されていない者」は、入管法施行規則19条の21各号のいずれかに該当する者とする規定し、同条3号には、次のイからニまでのいずれにも該当しない者が掲げられている。

イ 登録支援機関になろうとする者が、過去2年間に入管法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。ハにおいて同じ。）をもって在留する中長期在留者（入管法19条の3に定めるもの。以下同じ。）の受入れ又は管理を適正に行った実績がある者であること

ロ 登録支援機関になろうとする者が、過去2年間に報酬を得る目的で業として本邦に在留する外国人に関する各種の相談業務に従事した経験を有する者であること

ハ 登録支援機関になろうとする者において選任された支援責任者（入管法施行規則19条の19第3項4号に定めるもの。以下同じ。）及び支援担当者（同項5号に定めるもの。以下同じ。）が、過去5年間に2年以上入管法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した一定の経験を有する者であること

ニ イからハまでに掲げるもののほか、登録支援機関になろうとする者が、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として出入国在留管理庁長官が認めるものであること

（5）入管法19条の26第2項は、出入国在留管理庁長官は、同条1項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならないと規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

（1）審査請求人は、令和6年3月7日、入管法19条の24第1項及び第2項の規定に基づき、処分庁に対し、A出入国在留管理局に申請書を提出して本件申請をした。その後、同年5月31日、審査請求人は、上記の申請書に添付した登録支援機関概要書を修正して提出した（以下修正後の登録支援機関概要書を「本件概要書」という。）。

なお、本件概要書によると、審査請求人は、B地に主たる事務所を置く個人事業主で、特定技能外国人（入管法19条の18第2項1号に定める

もの。以下同じ。)からの相談に応じる体制については、支援責任者及び支援担当者は審査請求人、相談対応可能言語はC語であるとし、「3 登録支援機関及び役職員の実績等(登録申請時のみ、次の(1)から(4)欄のいずれかを記載すること。)」の「(3)支援責任者及び支援担当者に過去5年間に2年以上の中長期在留者の生活相談業務に従事した一定の経験があること」欄に、次の記載をしている。

「2021年12月にD国へ渡航し、2022年1月～2023年12月の2年間、D国現地にて技能実習又は特定技能の在留資格を得た学生及び卒業生に対して、下記のように生活相談業務に従事した。」、「2022年1月～6月(半年):後述送出機関の研修期間という位置づけで、主に送出機関の提携日本語学校(E)に出向き、週平均3日ほど研修を兼ねて生活相談業務に従事する。研修期間中は研修手当の報酬を得る。」、「2022年7月～2023年12月(一年半):D国送出機関(F)及び日本語学校(G)の正規社員となり、主にマネジメント業務を担う中で生活相談業務にも従事する。」

(登録支援機関登録申請書、本件概要書)

(2) 処分庁は、令和6年6月24日付けで、審査請求人に対し、本件申請を拒否する処分(本件拒否処分)をした。

なお、登録支援機関登録(更新)拒否通知書には、本件拒否処分の理由として、「【該当条項】出入国管理及び難民認定法第19条の26第1項第14号該当(出入国管理及び難民認定法施行規則第19条の21第3号該当)」、「【具体的な事実】提出された資料からは、出入国管理及び難民認定法施行規則第19条の21第3号イからニまでのいずれにも該当するとは認められない。」と記載されていた。

(登録支援機関登録(更新)拒否通知書)

(3) 審査請求人は、令和6年8月1日、審査庁に対し、本件拒否処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書、令和8年7月6日付けの審査庁の事務連絡・添付資料11)

(4) 審査庁は、令和8年6月15日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求書

ア 審査請求人は、入管法施行規則 19 条の 2 1 第 3 号イからニまでのうちの「ハ」で申請したが、入管法施行規則の記載上から該当していない箇所はない。また、「ハ」ではなくとも「ロ」でも審査対象の要素があると考ええる。

イ 登録支援機関の登録許可の多くは、技能実習生を管理する組合や在留資格申請を担う行政書士であることが実態である。日本政府は深刻な人材不足解消のための一策に特定技能外国人労働者の増大を掲げている。入管法 19 条の 2 3 の解説では、「法人のみならず、個人事業主であっても登録支援機関の登録を受けることができ、幅広く認められます」とうたっており、コンパクトな支援機関による地域密着型の支援が本施策には必要不可欠であり急務である。組合や士業ではない個人事業主の実績に対して、もしも審査において懐疑的な見方が入っているとすれば、同条に違反する。

ウ 以上から、本件拒否処分の取消しを求める。

(2) 反論書

入管法 2 条の 5 第 8 項は、一号特定技能外国人支援計画（同条 6 項に定めるもの。以下同じ。）は、法務省令で定める基準に適合するものでなければならないと規定し、上記の委任を受けた特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年法務省令第 5 号。以下「本件省令」という。） 3 条 1 項 1 号イは、入管法別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄第 1 号に掲げる活動を行おうとする外国人に係る在留資格認定証明書の交付の申請前に、当該外国人に対し、特定技能雇用契約の内容、当該外国人が本邦において行うことができる活動の内容、上陸及び在留のための条件その他の当該外国人が本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する情報の提供を実施することと規定しているので、入管法 2 条の 2 は、少なくとも特定技能に限っては、「本邦に在留資格をもって在留している者」だけを規定しているのではなく、本邦入国前までに範囲を広げた規定となっていることは明らかである。したがって、入管法施行規則 19 条の 2 1 第 3 号ハの「在留資格をもって在留する中長期在留者」には、「外国で在留資格をもって日本へ在留予定のある者」が含まれるので、審査請求人は、同号ハ「登録支援機関になろうとする者において選任された支援責任者及び支援担当者が、過去 5 年間に 2 年以上入管法別表第 1 の 1 の表、2 の表及び 5 の表の上欄の在留資格をもって在留

する中長期在留者の生活相談業務に従事した一定の経験を有する者」に該当する。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 審査庁は、審理員意見書のとおり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

2 審理員意見書の概要は、以下のとおりである。

(1) 本件に係る法令の解釈や運用上の留意点を明らかにするために出入国在留管理庁において策定した「特定技能外国人受入れに関する運用要領」(令和5年8月出入国在留管理庁。以下「本件運用要領」という。)によると、入管法施行規則19条の21第3号ハの適合性については、「生活相談の対象は、法令上、法(注:入管法)別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。)をもって在留する中長期在留者に限られています。」と記載されており、いまだ本邦に在留していない者は同号ハの評価の対象とならない。

(2) 審査請求人は、本件申請に関して資料提出通知を受け、再度提出した本件概要書によると、2022年(令和4年。以下(2)及び(3)において西暦で記載する。)1月から同年6月までの半年間は、送出機関の研修として生活相談業務に従事し、同年7月から2023年12月までの1年半はマネジメント業務を担う中で生活相談業務を行っていたと説明し、具体的には、D国の現地で、本邦に入国を予定している外国人や入国後の外国人に対して社会生活一般の相談対応や、行政制度の説明を行っていたことをもって、入管法施行規則19条の21第3号ハに該当する旨主張している。

(3) A出入国在留管理局は、審査請求人に対し、2022年1月から同年6月までの間、研修として生活相談業務を行っていたことについて立証資料の提出を求めるなどしているが、提出された資料は、2024年5月30日付けの「登録支援機関登録の申請書類における指摘事項の対応」と題する書面等であり、当該期間に係る立証資料は提出されておらず、当該期間において、定期的な面談等の生活相談業務を行っていたことが立証されているとはいえない。

(4) また、審査請求人は、反論書において、入管法2条の5第8項及び本件省令3条1項1号イの規定を根拠に、特定技能では、本邦に在留資格を持

って在留している者だけを規定しているのではなく、本邦入国前までに範囲を広げた規定となっていると主張しているものの、これらの規定は一号特定技能外国人支援計画の基準に係る根拠法令であり本件の処分とは直接の関連はなく、入管法2条の2は、「本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格（略）又はそれらの変更に係る在留資格をもって在留するものとする。」と規定していることに鑑みれば、入管法施行規則19条の21第3号ハが、本邦に在留資格をもって在留している外国人を対象としていることを覆す根拠とはいえないものとする。

そのほか、審査請求人は、反論書の提出に際し、「証拠書類等」と題する書面等を提出しているが、同書面等は本件申請時に提出すべきものであり、本件拒否処分の違法性又は不当性の評価を左右するものではない。

- (5) 審査請求人の主張内容や提出資料等の全てを精査し、上記(1)から(4)までを踏まえて総合的に考慮したが、入管法施行規則19条の21第3号各号に該当しないとした本件拒否処分に違法又は不当であるといえるような特段の事情は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）45条2項の規定により棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続の経過は、次のとおりである（なお、括弧内は、当該手続までの所要期間である。）。

本件審査請求の受付	: 令和6年8月2日
審理員の指名	: 同年9月3日 (審査請求の受付から約1か月)
弁明書の提出期限	: 同月20日
弁明書の受付	: 令和7年2月21日 (弁明書の提出期限から約5か月)
反論書の受付	: 同年3月13日
審理員意見書の提出	: 同年8月20日

(反論書の受付から約5か月)

本件諮問

: 令和8年6月15日

(審理員意見書の提出から約10か月、本件審査請求の受付から約1年10か月半)

- (2) そうすると、本件では、審査庁において、①審査請求の受付から審理員の指名までに約1か月、②弁明書の提出期限を徒過して弁明書の受付までに約5か月、③反論書の受付から審理員意見書の提出までに約5か月、④審理員意見書の提出から本件諮問までに約10か月の期間を要した結果、審査請求から諮問までに約1年10か月半の期間を要しているが、特段の理由があったとは認められないから、審査庁においては審査請求事件の進行政管理の仕方を改善する必要がある。
- (3) 上記(2)で指摘した点及び後記3で指摘する点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件拒否処分 of 違法性又は不当性について

- (1) 登録支援機関の登録を受けようとする者は、入管法施行規則19条の21第3号イからニまでのいずれかに該当することが必要であるところ、同号ハには、登録支援機関になろうとする者において選任された支援責任者及び支援担当者が、過去5年間に2年以上入管法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した一定の経験を有する者であることが掲げられている(上記第1の1の(4))。

本件では、本件申請で登録支援機関になろうとする者において選任された支援責任者及び支援担当者であるとされる審査請求人が、入管法施行規則19条の21第3号ハに掲げられた「在留資格をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した一定の経験を有する者であること」に該当するか否かが問題となっている。

- (2) 上記(1)の点に関し、本件運用要領は、入管法施行規則19条の21第3号ハに係る留意事項として、「生活相談の対象は、法令上、法(注: 入管法)別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。)をもって在留する中長期在留者に限られています。」と定めている。

(3) 本件についてみると、審査請求人は、本件申請に係る本件概要書の「登録支援機関及び役職員の実績等」の「(3) 支援責任者及び支援担当者に過去5年間に2年以上の中長期在留者の生活相談業務に従事した一定の実績があること」欄に、次の記載をしている(上記第1の2の(1))。

「2021年12月にD国へ渡航し、2022年1月～2023年12月の2年間、D国現地にて技能実習又は特定技能の在留資格を得た学生及び卒業生に対して、下記のように生活相談業務に従事した。」、「2022年1月～6月(半年)：後述送出機関の研修期間という位置づけで、主に送出機関の提携日本語学校(E)に出向き、週平均3日ほど研修を兼ねて生活相談業務に従事する。研修期間中は研修手当の報酬を得る。」

そうすると、審査請求人が本件概要書に記載した上記の2022年(令和4年。以下(3)において西暦で記載する。)1月から2023年12月までの2年間の生活相談業務に従事したとする実績のうち、2022年1月から同年6月までの半年間の実績は、審査請求人が、D国の主に送出機関の提携日本語学校において、本邦に在留しない者に対して従事したものであるため、入管法施行規則19条の21第3号ハに規定する「(前略)在留資格をもって在留する中長期在留者」の生活相談業務に従事した一定の経験に該当すると認めることはできない。この点に関し、一件記録を参照しても、以上と異なる事実の存在をうかがわせる的確な証拠書類等は見当たらない。

審査請求人は、入管法2条の5第8項及び本件省令3条1項1号イの規定を挙げて、少なくとも特定技能の在留資格に関しては入管法施行規則19条の21第3号ハの「在留資格をもって在留する中長期在留者」には、「外国で在留資格をもって日本へ在留予定のある者」が含まれると主張している。

しかし、入管法施行規則19条の21第3号ハの規定において登録支援機関になろうとする者において選任された支援責任者及び支援担当者につき従事した経験として求められる生活支援業務の対象とされる「在留資格をもって在留する中長期在留者」については、その文理(なお、中長期在留者とは、本邦に在留資格をもって在留する外国人のうちの一定のものをいうとされている。入管法19条の3参照)に照らし、審査請求人の主張するような本邦に上陸する前の段階にある者を指すものとは解し難く、審査請求人の指摘する各規定は、一号特定技能外国人支援計画の基準につい

て定めるものであって、これらの規定をもって上記に述べたところが左右されるものとは解し難い。審査請求人の上記主張は、独自の主張であるといわざるを得ないので、採用することができない。

- (4) 審査請求人は、入管法施行規則19条の21第3号ハではなくとも同号ロでも「審査対象の要素がある」と主張しているが、一件記録を参照しても、審査請求人が「過去2年間に報酬を得る目的で業として本邦に在留する外国人に関する各種の相談業務に従事した経験を有する者であること」を確認することはできないので、審査請求人の上記主張は、採用することができない。そして、一件記録を参照しても、審査請求人が同号イ又はニに該当するというべき事情の存在も認め難いことから、審査請求人については、入管法19条の26第1項14号に規定する支援業務を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者に該当すると認められる。

審査請求人のその他の主張は、上記に述べたところを左右するものとは認め難い。

- (5) 上記(2)から(4)までで検討したところによれば、本件拒否処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 付言

本件において、審査庁より、行政不服審査法41条3項に規定する「審理の終結及び審理員意見書の提出時期を知らせた書面」の提出がなかったことから、その提出を求めたところ、「当該文書の作成には至っていない。」との回答があった（令和8年7月6日付けの審査庁の事務連絡・記の2(4)）。このため、当該文書を作成していない理由について説明を求めたところ、「失念していたため」との回答があった（令和8年7月13日付けの審査庁の事務連絡）。

行政不服審査法は、審理員が審査請求の審理を行うことにより、審理の公平性・透明性を高めるとともに、審査請求人の手続的権利を保障している。こうした観点から、同法41条3項は、「審理員が前2項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに次条第1項に規定する審理員意見書及び事件記録（中略）を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。」と規定している。審理員が審理終結の通知をしなければ、審理関係人は、審理の終結を承知できず、手続の透明性が確保されているということとはできず、ひいては、審理員制度をないがしろにしかねない。

審査庁においては、行政不服審査法の審理員制度をよく理解した上で、法令で定められた審理手続を履行する必要がある。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	八	木	一	洋
委	員	野	口	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美